として，受信契約の締結強制の趣旨に照らして適正なもので受信設備設置者間の公平が図られていることを要するものであり，放送法64条１項は，受信設備設置者に対し，上記のような内容の受信契約の締結を強制するにとどまると解されるから，前記の同法の目的を達成するのに必要かつ合理的な範囲内のものとして，憲法上許容されるというべきである。

⑷　以上によると，放送法64条１項は，同法に定められた原告の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして，憲法13条，21条，29条に違反するものではないというべきである。

その余の上告理由は，違憲をいうが，その前提を欠くものであって，民訴法312条１項及び２項に規定する事由のいずれにも該当しない。

３　以上によれば，所論の点に関する原審の判断は是認することができる。論旨はいずれも採用することができない。

第３　平成26年（受）第1440号上告代理人髙池勝彦ほかの上告受理申立て理由第２の２について

１　論旨は，被告に対して受信契約の承諾の意思表示を命ずる判決が確定することにより受信契約が成立した場合に発生する受信料債権は，当該契約の成立時以降の分であり，受信設備の設置の月以降の分ではない旨をいうものである。

２　放送受信規約には，前記のとおり，受信契約を締結した者は受信設備の設置の月から定められた受信料を支払わなければならない旨の条項（第１の２⑴キ㈠）がある。前記のとおり，受信料は，受信設備設置者から広く公平に徴収されるべきものであるところ，同じ時期に受信設備を設置しながら，放送法64条１項に従い設置後速やかに受信契約を締結した者と，その締結を遅延した者との間で，支払うべき受信料の範囲に差異が生ずるのは公平とはいえないから，受信契約の成立によって受信設備の設置の月からの受信料債権が生ずるものとする上記条項は，受信設備設置者間の公平を図る上で必要かつ合理的であり，放送法の目的に沿うものといえる。

したがって，上記条項を含む受信契約の申込みに対する承諾の意思表示を命ずる判決の確定により同契約が成立した場合，同契約に基づき，受信設備の設置の月以降の分の受信料債権が発生するというべきである。

所論の点に関する原審の判断は是認することができる。論旨は採用することができない。

第４　平成26年（受）第1440号上告代理人髙池勝彦ほかの上告受理申立て理由第２の１について

１　受信料が月額又は６箇月若しくは12箇月前払額で定められ，その支払方法が２箇月ごとの各期に当該期分を一括して支払う方法又は６箇月分若しくは12箇月分を一括して前払する方法によるものとされている受信契約に基づく受信料債権の消滅時効期間は，民法169条により５年と解すべきであるところ（最高裁平成25年（受）第2024号同26年９月５日第二小法廷判決・裁判集民事247号159頁参照），論旨は，受信契約の成立によって，前記第３のとおり，受信設備設置の月以降の分の受信料債権が発生する場合，当該受信料債権の消滅時効は，受信契約上の本来の各履行期から進行し，本訴請求に係る受信料債権のうち一部については時効消滅している旨をいうものである。

２　消滅時効は，権利を行使することができる時から進行する（民法166条１項）ところ，受信料債権は受信契約に基づき発生するものであるから，受信契約が成立する前においては，原告は，受信料債権を行使することができないといえる。この点，原告は，受信契約を締結していない受信設備設置者に対し，受信契約を締結するよう求めるとともに，これにより成立する受信契約に基づく受信料を請求することができることからすると，受信設備を設置しながら受信料を支払っていない者のうち，受信契約を締結している者については受信料債権が時効消滅する余地があり，受信契約を締結していない者についてはその余地がないということになるのは，不均衡であるようにも見える。しかし，通常は，受信設備設置者が原告に対し受信設備を設置した旨を通知しない限り，原告が受信設備設置者の存在を速やかに把握することは困難であると考えられ，他方，受信設備設置者は放送法64条１項により受信契約を締結する義務を負うのであるから，受信契約を締結していない者について，これを締結した者と異なり，受信料債権が時効消滅する余地がないのもやむを得ないというべきである。

したがって，受信契約に基づき発生する受信設備の設置の月以降の分の受信料債権（受信契約成立後に履行期が到来するものを除く。）の消滅時効は，受信契約成立時から進行するものと解するのが相当である。

所論の点に関する原審の判断は是認することができる。論旨は採用することができない。

第５　結論

以上によれば，原告の請求のうち予備的請求２を認容すべきものとした原審の判断は，是認することができるから，本件各上告を棄却することとする。

よって，裁判官木内道祥の反対意見があるほか，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官岡部喜代子，同鬼丸かおるの各補足意見，裁判官小池裕，同菅野博之の補足意見がある。

裁判官岡部喜代子の補足意見は，次のとおりである。

被告は，放送法64条１項は訓示規定であると主張し，また，これを訓示規定と解さなければ憲法に違反すると主張するので，その点について補足する。

多数意見の見解は，放送法64条１項の規定によって原告に私法上の権利である受信契約承諾請求権が発生すると解するものといえる。放送法は，主に原告その他の放送主体の組織及び業務について規定しており，公法であると性格付けられるものである。しかし，公法であっても私権の発生要件について規定することもあり得るところであり，放送法内において受信契約の締結を強制する具体的な方法についての規定がないことが，強制力のないことを理由付けるものではない。放送法の規定中に受信契約締結義務が定められたのは，同法の立法に至る経過において，原告の財政基盤確保の方法が変遷したことによるものである。その規定を読めば，①受信設備を設置したこと，②原告による受信契約申込みの意思表示がなされたことという二つの要件を充足することによって，原告が当該受信設備を設置した者に対して受信契約承諾請求権を取得することになると理解できる。

原告がその取得した受信契約承諾請求権を行使しても相手方が承諾しないときには，民法414条２項ただし書の規定によって意思表示を求める訴訟を提起することができる。そして，判決の確定によって承諾の意思表示をしたものとみなされたときに受信契約が成立する。放送受信規約第４条第１項は，受信契約は受信設備設置の日に成立するものとする旨を規定しているところ，その趣旨は，受信設備の設置の時からの受信料を支払う義務を負うという内容の契約が，意思表示の合致の日に成立する旨を述べていると解すべきである。また，放送法64条１項が，受信契約承諾請求権の発生要件として「受信設備を設置した者」と規定していて「受信している者」と規定していないことからすれば，受信設備を設置して受信することができる地位にあることによって受信料を支払う義務を負うことになるものといえる。

このように，放送法64条１項は，原告の放送を受信しない者ないし受信したくない者に対しても受信契約の締結及び受信料の支払を強制するものと解されるところ，被告は，そのような放送法64条１項は憲法に違反すると主張する。憲法は表現の自由の派生原理として情報摂取の自由を認めている（最高裁昭和63年（オ）第436号平成元年３月８日大法廷判決・民集43巻２号89頁参照）。情報摂取の自由には，情報を摂取しない自由（情報を摂取することを強制されない自由）を含むものと解することができる。被告は，このような情報摂取の自由について明確に主張するものではなく，多数意見もこれに触れるものではないが，放送法64条１項は，原告の放送の視聴を強制しているわけではないとはいえ，受信することができる地位にあることをもって経済的負担を及ぼすことになる点で，上記のような情報摂取の自由に対する制約と見る余地もある。しかし，多数意見が判示するように，受信料制度は，国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的として形作られ，その目的のために，特定の個人，団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が及ばないように必要かつ合理的な制度として認められたものであり，国民の知る権利の保障にとって重要な制度である。一方，受信設備を設置していれば，緊急時などの必要な時には原告の放送を視聴することのできる地位にはあるのであって，受信料の公平負担の趣旨からも，受信設備を設置した者に受信契約の締結を求めることは合理的といい得る。原告の独立した財政基盤を確保する重要性からすれば，上記のような経済的負担は合理的なものであって，放送法64条１項は，情報摂取の自由との関係で見ても，憲法に違反するとはいえない。